

開
知
新
編

六
七

4-1344

K110,28
1.5
6



閑知新編卷之六

東京

松屋貫一 纂輯

英國借藏之事
英國諸港へ、外國の高船繫泊し、荷物を陸揚し、夫々相手と撰み、賣渡さんとするに、時の相場より、存外下直の入札のこよて、格外の損失を及ぶ。其等、何れに、此エンテレホット借へ入を置き、相場の見合せと見合せて、賣渡すに、僅少の藏敷料を拂ふと雖も、損毛も立は至極便利なりあり。

用如新編

卷之六



又自國の商人等、他國の商人より、買取多る品々
イても、一時エンテレホットへ入を置、夫より諸
方へ賣捌くまもり、故に此エンテレホットを、
自他の商人に取て、尤も緊要ある者ある、英
國に於ても、各國の高船入港の場所、必以之
と設を置く由あり、

右を政府より取建多るもの一切なく、何事も會
社と結ひて、之を政府へ譲、免許を得て、取建るも
のあり、尤も藏の造法は、根り出入のありさる様
に、一方へ戸を閉じ、鍵ハ運上役所にて、惣轄し、

入用の度毎、之を受取て、開附とあると、
エンテレホット社中より、別し税銀等を納り
は、右と取建置く丈の、地税と出賃のとあり、

荷物藏入のま、商人の隨意にて、仮令ハ高船一
艘入港の上、藏入と望む時、其荷物の大小輕
重を量り、總計何個と數と改め、何月幾日、何地の
商人より、陸上預り置く旨の、證印と運上役所よ
り、受取のとあり、

藏入後三ウキ、一ウキと七日の中、税銀
と納め、荷物と賣却せし、買賣主示談の上、税

銀と納むる由なり、
積未多の諸物賣捌兼、金子に差支多る片ハ、之と
エンテレホットへ入る、前記載せし運上役所
の證書を以て、金子と借用するも、自在ありとい
ふ、
諸物の大小及び軽重に依て、各々藏敷料に高下
りたる當然なるも、中にも高金の品及び火藥
類等懸念の諸物を警衛向も嚴禁するあるを故、自
然藏敷料も、高直ありとす、
安價の諸物と、永く藏し預る置る片ハ、其物に部

て、本價より藏敷料の高じたり、依て期月のハ、
個月と定る由なり、
荷主にて藏入とあし置其品と望む者ある中、
出港する片ハ、右荷物引受人と類し置き相場
の時宜と見斗ひ賣捌らせ、相當の分金と遣る由
あり、若又引受人と立候し、荷主出港し後、期
月過ぎ、藏敷料次第に高む片ハ、預り主と相當
賣捌き藏敷料と引去り、本價ハ、荷主へ渡さ
る、
税銀と拂ひて、藏入とあし置る品と、其後積戻

片より運上役所にて前々納多る税銀ハ即時に
 差戻はとりふ
 蔵入前火難盜難迄と預り主の方にて受合片ハ
 定式の蔵敷料の他右受買料と拂ふてあり然る
 上ハ火難或ハ盜難に逢ふとも預り主の方にて
 本價と償ふ規則あり又蔵敷料のくもてハ火難
 及び盜難に逢ふとも一切償ひ金を出さるるに
 あり
 火災と受買ふ者ハ又別よりて蔵主より之ハ
 年分の蔵敷料の百分の一と與へ置き火災の節

ハ右受買人より本價と償ふる由あり
 荷主等輸入税と減少せん為ニ本價と減られハ
 エンテレホットニ於て盜難火災の節其社中よ
 リの償金に響き又若右償ひ金と受取ては片
 2. 利益を貪る心組して本價を増は片ハ輸入税
 の高と増はてあれハ自然真の本價と申立る矩
 合とありて別段の手續とを以て正當の所置
 とありてありとりふ

葡萄酒借藏之事

葡萄酒國借藏ハ里斯本港あり運上所内より

て、商人賣買の示談整ふ井ハ、定例の税銀と納て
 取引とふし、又買主の如き諸物の、商人より申立
 次第之と藏入遺品と虽も、全く商人賣買の辨
 利と専らとむるの趣意あり故に、税も亦く、又別
 段藏式等も取立は、然しあうる期月限ハ十二箇
 月と定め、右の期月と過るハ二月毎に量目百
 キロカラムに付、三十五リースの藏式と取立る
 あり、尤も右藏式と出せしむハ、十箇年間ハ預
 藏式の取立方ハ、總て價より、
 量目と以

て、其の規則ありとす、
 商人等社中と認め、火災等を受合ものりりと雖
 も、之等の相對を以て取極るべきあり、其金高等
 も、さうりし知事難しと虽も、月数又ハ年限によ
 りて、其金高より高低り、又市中等に於て火災と
 請買ふ者も、一箇年何程と取極るよし、又船中の
 積荷を出帆する地より、着る地までの間と請
 買ふるとす、

和蘭國借藏之事

和蘭亞謀私德爾敦の借藏ハ、政府の取立より、

其頭取多る者と附多置き、又此配下ニ商人ヲ々
商法ニ熟し多る者と兩人位撰擧し、借藏の見廻
て其外諸吏の取締等と取扱する由あり、尤も右
の者等ハ、政府より命せらるる者と虽も、給分等
一切なく、商人の身分にて、其事と政府より命せ
らるる、一と譽せしめて、銘々精勤する由あり、
此借藏ニ簡便なる者、總計五十員余ニして、各々
掛りと分ち、藏々の取締と預りければ、諸帳面等
の支と司りあり、ありれども、政府の士官にてハ
なく、皆々其筋の巧者あり者と、撰用する由あり、

一 借藏と取立置くの趣意ハ、他國より持渡り
多る諸品と、無税にて預り置き、右品々賣捌り
し方と、夫々の税と取立りたり、又萬一右諸品
物賣捌り多きハ、其後持歸りたり、
當港の規則ハ、各國の諸船舶港内ニ近づくハ、
船主より積荷の告書と呈し、入港の手数と乞ふ
然るハ、運上所の諸官員其船ニ往て、而其持
来り所の荷物ニ封印とありたり、
當港内の繫泊場ハ、海口より遠隔し、其間々淺
瀬等ありて、牛馬或ハ蒸氣の小船と以て、船と

引入るゝ一故、全く海口に入るとハ、西洋の十
八時概略我と費は、依て右時限を費はの内、
運上所の官員、船荷に封印を多し、尤も積荷数
多し、其、封印を終らざれば、官人乗込右の趣
と、諸所の役々へ告るとりふ、

運上所の役々、船中に入ると、荷物に封印を多しと
雖も、別段之を改るとあり、船主より荷物と差出
次第、其、封印をふし、夫より港口へ著るは、
此所にも運上所の役々出張して、右封印と精密
に改め、萬々一封印損むるも、又ハ告書と相違を

は、過料として重税と取立るとあり、

封印の切れ多し、荷物、及び告書と相違多し、
荷物ハ、一切陸揚とあり、規則ありとも、一
途に差留る時ハ、荷主の難渋多し、依り、曲て
陸揚とあり、類も、問々ありとあり、

封印の改むる多し、上とて、荷物ハ、毎々納屋に
入る、尤も荷物ハ、封印の終ると、藏入とあり、
規則あり、且も、萬々一疑難く見ゆる、荷物、
ハ、切解きて、榮く改めると上ハ、藏入を免さる
とあり、

税銀を荷物の軽重に依て取立るの規則あり依
る陸揚場より必を秤量と設け置き一々費目と
改む

譬へハ、告書二百斤と認免有る所の荷物と改
む若し百五十斤ある所ハ、即ち百五十斤の
税と取立る規則ありとも、品物に依るハ、遠路
の海上と渡航し、寒暄燥濕の爲に量目の軽重
存外に増減するも、其品を寄る間々けるも
あれハ、此類を運上所役々の差畧するも
てしむる

入港の諸船より運上所へ差出は處の告書ハ、荷
物の箇数のもと印して、元價ハ書出さる賣買の
示談整て而右裁より積出は際、税銀と取立る規
則あり、夫故に裁酌あつて元價と減少して、税と
少うせんとして、謀るものける所ハ、運上所より右
の代金へ一割の利を加へて、政府へ買上るべき
故、商人も奸詐と働く能くするの都合とあせ
り

今買主のりて、善惡相混れ多く、時斗一箇の價
と定め、其元價の届書と運上所へ出せハ、同所

役人来て品物の良否と巨細を更め、若し元價
品物に適當せざるときは、規則の如く元價
を一割と増え、運上所へ買揚するあり、又注文
よく持渡り多き品々の相對して即時に税銀
と納金、萬々一違約らつて、其品と持歸す連も、
其書付と運上所へ出し、改清の上りて、持歸す
規則あり、

エンテレホットに納るると後出しと嚴
し、其戸ロハ何をも、一箇所を定め、此處に於て
出入と改る故、取締も至て能く、又夜分ハ兵卒兩



人宛、交替番に警衛とあり、其鍵ハエンテレホット
頭取の手で納め、鐘開ハ朝六時、城門より夕八
時迄に限るとあり、
右エンテレホットに入置く諸物に付てハ、別段
幾月とつゝ期限もなし、尤も裁番料ハ月毎に拂
ふの規則あり、又裁敷料も、他國と比較されハ格
別安價にて久敷入置と虽も、元價より裁敷料の
嵩む憂ふし、尤も砂糖加菲等の元價安きものを、
裁敷料も、従て安價ある故、賣捌方にて、又差支
ありとあり、

藏敷料ハ、品物の大小、軽重金高、藏の善惡、或ハ場所等ニ依テ、各々差違行リ、一様有クモ、且モ概畧左の如シ。

奥行八十封度凡我四間口三十封度五間凡我十の藏ニテ一箇月間之ト借切片ハ

一階 三十キニルテン凡我九兩金

二階 同

三階 二十四キニルテン凡我朱銀四匁七兩二分

五階 二十キニルテン凡我六兩金

荷物の貫目ハ、一階毎ニ十二萬斤ト限リ、又如

斯キエンテレホット九十六箇所行リトシ

茶 二千箇ニ付 三十キニルテン凡我九兩金

金銀、時斗、其他金高の品々ハ、惣致藏ヘ納ルト故

其満ハ多ク、且モ、藏敷料ハ、高價ナリ、概

畧一萬キニルテン凡我三千兩ニ付、一キニルテン凡我

銀三分位ト、又、火藥、其他懸念の品ト於テハ、決

テ預ラセルの規則ナリ、

エンテレホットト、納置ク荷物の、火難ト受負ス

者行リ、之ハ藏敷料の外ニ、受負賃ト兼テ渡シ置

キ萬一荷物焼失ス時ハ、元代金ト請負人トより

速に償ふ支あり、尤も元代金の高ハ、兼て受負人
へ談し置事ありと云ふ。

盗難と請負ふ者ハ、一切あり支あれど、萬一盗難
に逢ふ片ハ、政府より荷主へ、元代金と償ふ規
則あり、尤も前文の如く、運上所へ元代金ハ、書上
せざる支故、如斯際ニ於てハ、市中の時相場と以て
と云ふ。

同所へ筒附する後々の給料ハ、頭取より一箇年
三千キユルテン凡九百税其以下の五十人程ハ、一
箇年小付、二千キユルテン凡六百税或ハ、一週日一

七キユルテン凡四銀六金位ありと云ふ。

英國氣燈之事

同製造所之事

瓦斯製造所の外構ハ、凡そ壹丁四方程あり

石炭竈

拾箇所

瓦斯を入るる釜 拾箇所

此釜の周囲ハ、凡六間程、徑五間程、高さ八間
程あり。

機械方、火焚及ひ人足共、一日より五百人宛、入費を
一日より付、概畧五百ホントより、六百ホント位凡

開知新編 卷六

千金八百五十位ありと云ふ
倫敦中、如斯き瓦斯製造所、拾三箇所ありて、い
つても、富商等社中と結びて、取建置き、王城官府
より、町家に至る迄、遠近とも、氣管を以て配分を
右等の費用ハ、町家軒別の廣狭に隨ひ、一軒に付
何箇所と申立るに、一管に付二ペンス一瓦銭五
分宛と取立て、此内の八分と元方の利益とを
由あり、又、稅銀等の名目あり、多し、王城官府に
ても、代銀と受取置き、尤も、最初石炭、其外、器械
等と買入るに、地子及び稅銀等ハ、政府定法の取

立方と以てあるあり
倫敦府中、毎家用ゆる所の氣燈を、石炭瓦斯製造
所の鉄器より、管と地中と埋をて、之と率導し、火
氣と都下の各家に、洞通せしあり、
右府中、往還に用ゆる常燈の價を、瓦斯十キヒ一
キフート、即ち十坪立方あり、ものより、ニシ
リンクより、ニシリンク、六ペンス、凡我銀十ハ
五分、位あり、
壹丁間、一時に費は所の瓦斯ハ、極多き所あり、四
キヒ一キフートより、五キヒ一キフート、四坪立

開知新編 卷六

五坪立位ありと云ふ

佛蘭私國氣燈之更

佛國氣燈ハ、巴里斯中一六箇所有り、之と元方
と称し、器械製法とも、英國と同じ。

市中家毎一用ゆる所の瓦斯燈ハ、一夜一箇所
付六十サンターム凡税金三分と、元方へ拂ふ
と云ふ。

當國しても、富商等社中と結ひて、最初器械石炭
等と買入る節、定法の税銀と出し、夫より後ハ、一
箇年又付、取上高の内一分と、更加として元方の

會社より政府へ納む、尤も官府より用ゆる分も、
夫々代料と拂ひ、市中往還に用ゆるものを、町入
用の内より、元方へ拂ふ由あり。

和蘭國氣燈之更

和蘭國氣燈ハ、海克府一箇所、安特アンタワープ誤一箇所、
ロッテルタム一箇所、テルフト一箇所、總計
五箇所と設多、いづれも商人の會社より取建置
き、其造法等と於てハ、總て英佛兩國の如し。

官府并町家にて、用ゆる氣燈の入費ハ、一エル立
坪より、一ギエルデン七十セント凡税金一

夜十五箇所又用い、尤も冥加運上等の各目もふく、最初器械石灰等と買入る、井又定法の税銀と納を置くのこ、
官府より代銀と渡す事あり、又市街両側の夜燈を町入用の内より、仕拂ふてありと云ふ。

開知新編卷之六終

開知新編卷之七

東京

橋爪貫一 纂輯

英吉利國商税之吏

一帳場又ハ庭等ワル家

店税 二十ホント凡城六十金

右より少き税ハ決まらぬ由あり

一地主へ家賃二十ホント凡我金六十金と差出以者ハ

店税 十シルリンク凡我金一

右ハ一ホント凡我金又付六ヘンス凡我銀七分五

厘の割合を以てまるとあり、故に便令ハ
 家賃十ホント三銭金と出資者又於てハ五
 シルリンク三銭金と納むるあり、又小店
 又ても酒類等を賣る店々も、皆此割合あり
 とりふ、

一茶

目方一ホント凡銭百又付 一シルリンク

五ヘンス凡銭五金二朱

一卷煙草

目方一ホント又付 九シルリンク凡銭一

一刻煙草

六分銀

目方一ホント又付 三シルリンク凡銭二

朱銀五分

一加菲

目方一ホント又付 三ヘンス二銭余

一豚羊の類を飼ひて高ふ者

一箇年間又 九ヘンス七銭余

一家僕の税

十八歳以上の家僕一人と差置く者ハ、一箇

年間 一 ホント一シルリンク 凡我金三
兩銀九金

十八歳以下の家僕と召仕ふ者ハ、一箇年間

一人と付 十シルリンク六ヘンス 凡我金
一兩二

分銀六
及余

但月雇 及余 ても、同様の割合と以ては又婦女

と召仕ふ者も、年税と納めはとゞふ、

一 博勞渡世の者

一 箇年と 十二ホント十シルリンク 凡我
金三

二十七
分兩

一 犬と飼ふ者

一 疋と付一箇年小 十二シルリンク 凡我
金二

朱銀三
及余

一 乘馬と飼ふ者

一 疋と付一箇年小 二十一シルリンク 凡我
金

朱金一兩二分
銀一及余

一 荷率馬

十疋と付一箇年小 三十ホント 凡我金
九十兩

一 髪の毛と白く糊と塗る者 是ハ古風
士官と

ても、町人 も

一 箇年と 一ホント 凡我金
三兩

英國居留人訛妨取慎方之吏

各國とも、條約を取結ぶる國々より、高賣の爲
又、當國へ居留する者ハ、諸事英國の法度と以て、
所置まへ、また、兼て掲載ふし置く支故、萬々一
訛妨入等ある節、自國の者ヲ召捕、其國々、
依て、在留コンシユル名官へ引渡は、又、右吟味中ハ、
雙方立合て、取調るの由あり、

乱妨人と取押る為、市中毎又取締の者と、一
兩人宛見廻らせ置き、此者の手入て取押るに
り、尤も右の者ハ、兵卒の内より、撰擧し、出はと

又、商家等、萬々一、乱妨とせらる者、
其ハ、其家内の者とも、打寄て、取押るも、随意あり
と、

尋常の商家或ハ途中等、又於て、喧嘩乱妨等ハ、
て、多ク風習あれとも、折、又、觸て居酒屋等ハ、乱
妨人等の、り、支あり、故、取締の役々も、時々見
廻る由あり、

取締の役々へ手向ハ、又ハ不法の働とある者、
ハ、何程手荒の捕方とあるとも、苦うと
る法則あり、志うしあう、西洋一擧の風習、

亂妨人と取捕るの際、時宜に寄るに嚴敷打伏て
押捕るべし、行れども、束縛する更ハ甚稀あり、然
し亂妨人と捕ふるに、如何様手荒の所置と
あはとも、差支ある法則あれハ、束縛するとも差
支ハあるべし、なりと、
前條に記載せし如く、總て外國人たりとも、自國
の法度と以て、所置するべし、故自國の人民も、又外
國へ居留するに、其國の法度と以て、所置せし
るべし、更ハ條約する由あり、

和蘭國居留人亂妨取慎方の更

當國に於ても、外國人の亂妨取慎方の、英吉利國
同様にして、罪狀に、者ハ、罪科と自國の法度と
隨て、取斗ふべし、

若外國人亂妨するに、束縛するに勿論、如何
様の手荒ある取扱とあはとも、更ハ差支一切あ
し、雖も、右ハ取締の役々の者の所置する處と
て、其他の者ともより、手返して取斗更ハ、ふし難き
由あり、

取締の役々の、常々市中に徘徊し、中外の人民等
不法の居動されあは為し、見廻るべし、之ハヒ

エルゲメーストル町奉行同の支配とくけ、同人より給料等も受取支故、別段政府より給料等ハ、與へばとらふ、

乱妨人等いつて、罪状極り罪科を命ずる際、方々ハ一應其國の在留ミニストルハ違ふものとあり、尤も無證據を以てハ、如何様罪状が見極むると雖も、罪科を命ずる能はざる由あり、

前條ニ記載する如く、各國とも罪科の方法一致するハ、全く宗門を信する國々を、教法一定し、右罪科ニ所置するとも、後來の人々を懲戒する

の沃くを、全く教法ニ屬し、宗門より法則も出さざりし、

和蘭國陸軍制之支

和蘭國陸軍の士官と取立る法ハ、當時陸軍士官多る者の子弟等ハ勿論、其他の者も、陸軍士官と懇願する者ハ、幼少の頃より武学校に入塾し、武經と心と潜め、専ら演武の道と勉勵し、十五六歳に至りて、概畧練兵の道理と覚知するハ、退塾し、實際ニ涉りて、之と練磨び、其法ハ退塾後、八箇月の間、兵卒と勤め、夫より十六箇月の間

郷導役を勤免、右期月過るハ二箇年間下等士官を勤む、叔右の三役を全く勤め終る頃ハ年齢も二十歳を満了故、検査と遂多修業熟達の者と撰擧し士官を命ずるの規則あり、和蘭國に於てハ、如何様ニ修業熟達おし得る者も二十歳より以下よりハ、決て士官を命ずる、又二十歳又及んて士官を勤るハ、十五六歳ふしを退校せされハ、四箇年の光陰を費し前條ニ記載する所の三事と、履歴する能く故ニ幼少より武学校に入て、修業し早く出校を望む事ありと云ふ、

兵卒の取立方ニ於てハ、一定の規則も亦く、又強て政府より取立の体も亦し、尤も年齢二十歳位の者にて、兵卒と望み、政府へ願出さハ、兵卒に取立るあり、國家又鋪兵亂打續く、又ハ他國ニ戦争ありて、事實兵卒不足ありハ、市中と募り火器と與へて、戦地ニ臨す、一あり、依てハ和蘭國未の規則にて、士官商人の差別亦く、一軒の宅屋と所持する者ハ、必一一人ハ、武吏と稱え、平生ハ武吏と

簡便せむと雖も、異變する片ハ、政府の募り上應
 じて、直上出張するも、差支ふに様いあり、置由ふ
 り、
 更ニ武事と心懸くる者も、兵卒と望む者ハ
 勤務の年期と、六箇年と定め、教導し兵卒と
 以、尤も期年満ると雖も、當入願望する片ハ、勤績
 と命以、又當人の修業、學術、年数等ニ依り、下等士
 官ハ、取立らるる者も往々あり、
 陸軍士官一箇年間給料ハ、概畧左の如し
 コロ子ル 四千五百キユルナン 百凡我金
 百五十金 兩三

右の外ニソルタート 兵一、一日小麵包一ホ
 下等士官以下ハ、左の日給と與ふ由あり、
 騎馬隊の者 九ス一 凡我銀八
 ツルタート 七ス一 凡我銀六
 下等士官 八十五セント 凡我銀六金二
 ロイテナント 千五百キユルテン 凡我金四
 ケヒライイン 二千四百キユルテン 凡我金七
 マジヨル 三千キユルナン 凡我金
 シン 凡我金
 四千
 コロ子ル 三千四百キユルテ

開如新編 卷七

ト兼代衣服料と、三ス一凡我銀五ト與ふ下
等士官も飲食ハ同様あれども兼代衣服料ハ四
ス一凡我銀七ト渡さ由あり

士官兵卒とも他國ハ戦争又出陣さるとも平生
の給分の他ハ政府より手當等ハ一切あり様子
あり

バタビヤ名地及ハ其他の所轄地の兵隊ト除きて
和蘭國騎兵隊の數ハ五列義婦多名隊

騎兵隊五レテナメントの騎馬ハ三千五百騎ト
右レテナメント毎ココロ子ル之ト惣轄

レ其他ロイテナントコロ子ル一員マシヨル
一員ケヒテナイン八員ロイテナント二十一員
内一員ハアル宛之ト附屬也又右ト五フ小分
ち多ク隊ト一エスカトロント百二十騎或ハ
補シカヒテナイン之ト惣轄シ其他ロイテナン
ト四員宛附屬也

歩兵隊の數ハ九列義婦多

一レテナントの人員ハ四千三百七十五人之
も亦コロ子ル之ト惣轄シ其余マシヨル四員
カヒテナイン二十三員ロイテナント六十員宛

附屬也。

右の二列義面社と五バタイロンに分ち、此ハタイロンの人員ハ、八百七十五人あり、砲隊の數ハ、四列義綿多

此一レチメントの人員ハ、千四百員あり、之と十四ハツテ、リム分つ、一ハツテ、レーの人員ハ、凡百員、此隊ハ、加比丹一員、ロイテナント三員、ト、總轄以、砲數ハ、八門或ハ六門と以て、右四列義面社の内、三列義面社の、歩兵砲隊と、一列義綿多ハ、騎兵砲隊あり。

ト、總て一レチメント毎ハ、必モ、醫師五六員、宛附屬せらるゝありと云ふ

和蘭國兵糧貯蓄之吏

戰爭起るハ、市中の商買より買揚て軍糧と向多、又遠隔せる土地に、近隣の地より講求する、或故平生之を貯置する、及、或る、トあれども、ヘルフリースロイス、名地、デルフト、上、二箇所、兵糧藏を補理し、諸税其外政府収納金の内を以て買求し、差し貯蓄し、尤、兩所とも一箇年一萬五千人の食糧を、三箇年の貯けりと云ふ

右の内五千分宛の食糧を毎年新糧を以て旧糧と引替常ニ右の人員丈の食糧の貯蓄を置てあり、又引替多々旧糧ハ下價を市中へ買取る由あり

軍糧貯蓄に付てハ軍務にニストルより、度々多分の貯方と申立ると虽も、外にニストル承諾せば、今以て従来の通りの外貯方おしとてふ

佛國輸出品と禁むる有無之支

英戦争の國と貿易の支

歐羅巴國中に於て、一時諸物の輸出と禁止する

の法あり、之の國中創設して國民の管を方するも差支、國家疲弊するにキ、貿易の輸出品を禁むるあり、尤も輸出と禁むるにハ輸入税は免除するの通則あり

右ハ其國の豊凶にハ簡便せられ、又仮令ハ佛蘭西國中凶作に及と雖も、只一國の制度を差止る推する時を、右の通り輸出と禁むる能はるといふ、又輸出と禁むる品々ハ、凡そ左の如し、

米

麥

五斗芋

肉類

食用の油

右の外酒ハ食類ナリト雖モ之ヲ禁ズルコトハ一切ありコトあり、凶歳ハ素より天然の衰えて定難シト雖モ概畧二十一年間三度位ハ有るコトあり由既十五六箇年前歐羅巴各國とも鐵鎗ヲ輸出品ヲ禁シ多ク有リシ其年魯西亞伊多利の兩國ハ豊作して右兩國より諸物ヲ各國へ輸入せし由あり又伊多利國ハ輸出の稅多ク故別て多分各國へ輸送せしと云ふ萬一佛蘭私國と通商の國と戦争起ると雖モ買

易ハ平生の如く施行せらる由あり然りと雖モ其敵國へ輸出を禁むる品有り
 鉄 燧硝 材木
 馬 銅
 右の類あり又佛蘭私國と交際の諸國と戦争起るコト有りても貿易上は於てハ更ニ變りふし、右戦争の兩國ハ佛國一對して交際の國あるらば其國々より武器類を講求いさ一度申來る中ハ一國へ渡すやも敵味方兩國へ賣渡せども其差別更ニふく平常の如く貿易ハ施行せらる

月四行編 卷之 十二

0848-35-6,7

の由あり

開知新編
卷之七

開知新編卷之七終